

清算預託金に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、業務方法書運用要綱第15条第1項の規定に基づいて、業務方法書第47条の2に定めるギブアップに係る一般清算預託金の取扱いの特例、同第61条第2項に定める一般清算預託金及び特別清算預託金の額及び預託の方法、同条第4項に定める分別保管の方法、同第62条第1項に定める一般清算預託金の累積限度額、同条第2項に定める一般清算預託金の預託の停止、同第64条第2項に定める特別清算預託金、同条第3項に定める一般清算預託金の返戻並びに同第67条に定める清算預託金の果実の配分に関し必要な事項を定めたものである。

(一般清算預託金の預託額等)

第2条 清算参加者（業務方法書第7条第2項第4号ホに定める財務基盤に係る要件により清算参加者となった者を除く）は、当該清算参加者が清算対象取引を行う指定商品市場ごとに一般清算預託金を預託するものとし、預託の方法及びその額は別表に定めるところによるものとする。

- 2 一般清算預託金は、充用有価証券を以って充てることのできるものとする。
- 3 清算参加者は、前項に基づき充用有価証券を預託している場合において、当社が定める充用有価証券に関する取扱要綱に基づき充用価格の変更等（充用停止及び充用取消を含む。以下同じ。）が行われ、当初預託額を下回ることとなったときは、直ちに当初預託額との差額以上の金銭又は充用有価証券を以って追加預託しなければならないものとする。
- 4 当社は、清算参加者が第2項に基づき充用有価証券を預託している場合において、当該清算参加者に係る一般清算預託金が、当社が定める充用有価証券に関する取扱要綱に基づき充用価格の変更等を行ったことにより第4条第1項の累積限度額を下回ることとなったときは、当社が指定する日から当該清算参加者の当該市場の区分に係る一般清算預託金の預託を再開するものとする。
- 5 清算参加者は、当社に預託している一般清算預託金の全部又は一部について金銭又は他の充用有価証券と代替するときは、代替する前の一般清算預託金額以上となるように金銭又は他の充用有価証券の預託をしなければならない。

(特別清算預託金の預託額等)

第3条 業務方法書第61条第2項に定める特別清算預託金の預託の指示は、

当社が清算参加者の債務の履行について追加担保の預託が必要であると認め
た場合、又は指定市場開設者がその会員等である清算参加者に特別清算預託
金を預託させることが市場管理上必要であると認めた旨、当該指定市場開設
者から当社に通知があった場合に行うものとする。

- 2 特別清算預託金の預託の方法及びその額は、当社が必要と認めて預託を指
示する場合にあっては、当社がその都度定めるものとし、指定市場開設者の
通知により預託を指示する場合にあっては、当該指定市場開設者の通知によ
るものとする。

(清算預託金の累積限度額)

第4条 清算参加者が預託する一般清算預託金の累積限度額は、指定商品市場
ごとに別表に定めるところによるものとする。

- 2 当社は、清算参加者が預託する一般清算預託金が前項の累積限度額を超え
ることとなったときは、超えることとなった月の翌月から当該清算参加者の
当該市場の区分に係る一般清算預託金の預託を停止する。

(清算預託金の返戻)

第5条 当社は、前条の規定に基づき一般清算預託金の預託を停止した場合は、
清算参加者が当社に預託した一般清算預託金のうち当該清算参加者の累積限
度額を超える部分の金額を、当該清算参加者からの返戻申請に基づき、返戻
するものとする。

- 2 特別清算預託金の返戻は、当社が必要と認めて預託を指示した場合にあっ
ては、当社が預託の必要がないと認めた場合に返戻するものとし、指定市場
開設者からの通知により預託を指示した場合にあっては、指定市場開設者か
らの通知により行うものとする。

(ギブアップに係る一般清算預託金の取扱い)

第5条の2 業務方法書第47条の2に規定する一般清算預託金の返戻を行う
場合は、当該ギブアップが行われた計算区域が属する月の翌月に、当該消滅
した清算対象取引を行った清算参加者に返戻するものとする。

- 2 前項の処理を行った場合において、第4条第1項に規定する累積限度額を
下回ることとなったときは、前項の処理を行った日から第2条第1項に規定
する預託を再開するものとする。

(清算預託金の管理運用)

第6条 当社は、一般清算預託金を他の資産と口座を分別して保管するととも
に、清算参加者ごと指定商品市場ごとに区分して帳簿により管理するものと

する。

- 2 当社は、特別清算預託金を他の資産と口座を分別して保管するとともに、清算参加者ごとに区分して帳簿により管理するものとする。なお、現金による預託にあつては決済性預金にて保管するものとする。

(清算預託金の果実)

第7条 業務方法書第67条に定める配分の対象となる果実は、当社が一般清算預託金の運用によって3月1日から翌年2月の最終営業日まで（以下「計算期間」という。）に実際に得た果実（以下「果実」という。）とする。

(配分計算)

第8条 当社は、前条に定める果実の額を、計算期間のすべての月の最終営業日におけるすべての清算参加者の現金積立額の累計を十二で除して得た額で除して得た値に、計算期間のすべての月の最終営業日における清算参加者ごと指定商品市場ごとの現金積立額の累計を十二で除して得た額を乗じて得た額を、翌計算期間の3月に一般清算預託金として積み立てるものとする。

- 2 前項に定める一般清算預託金の果実の配分計算によって得た額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとし、果実の配分の結果余剰額がある場合はこれを翌計算期間の果実の額に加算する。

(清算資格の喪失に係る処理)

第9条 清算参加者の清算資格の喪失により、前条に定める一般清算預託金の果実の積み立てが行えない場合には、代表取締役社長の指示に基づき処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

附 則

第2条（清算預託金の預託額等）及び平成17年5月30日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成17年8月16日から施行し、平成17年10月11日から適用する。

附 則

1. 平成17年11月30日開催の取締役会において決議された東京工業品取引所石油市場に係る別表の改正は、平成18年2月28日から実施する。
2. 平成17年11月30日開催の取締役会において決議された中部商品取引所鉄スクラップ市場に係る別表の改正は、平成18年2月1日から実施する。
3. 平成17年11月30日開催の取締役会において決議された大阪商品取引所ゴム市場、ニッケル市場、アルミニウム市場及び天然ゴム指数市場に係る別表の改正は、平成17年12月5日取引分から実施する。
4. 平成17年11月30日開催の取締役会において決議された東京工業品取引所ゴム市場、貴金属市場及びアルミニウム市場に係る別表の改正は、平成17年12月5日取引分から実施する。

附 則

第1条（目的）及び第5条（清算預託金の管理運用）の変更規定並びに第6条（清算預託金の果実）、第7条（配分計算）及び第8条（清算資格の喪失に係る処理）の新設規定は、平成18年2月9日から適用する。

附 則

平成18年2月27日開催の取締役会において決議された福岡商品取引所農産物市場及び砂糖市場に係る別表の改正は、平成18年3月1日から実施する。

附 則

平成18年2月27日開催の取締役会において決議された第1条（目的）、第2条（一般清算預託金の預託額等）、第5条（清算預託金の返戻）、第6条（清算預託金の管理運用）及び横浜商品取引所と東京穀物商品取引所の合併、

東京穀物商品取引所の開設する各市場の預託の停止等に係る別表の改正並びに第3条（特別清算預託金の預託額等）の新設規定は、平成18年4月4日から実施する。

附 則

第2条（一般清算預託金の預託額等）の変更規定及び平成18年11月10日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成18年12月22日から施行し、関西商品取引所と福岡商品取引所の合併に係る別表の改正は、平成18年12月1日から適用し、中部商品取引所と大阪商品取引所の合併に係る別表の改正は、平成19年1月1日から適用する。

附 則

1. 第2条（一般清算預託金の預託額等）の変更規定及び平成21年3月19日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成21年4月30日から施行し、中部大阪商品取引所ニッケル市場に係る改正は平成21年3月26日から施行し、関西商品取引所繭糸市場に係る改正は平成21年2月3日から適用する。
2. 施行日現在、現に清算資格を有する清算参加者であって、平成21年1月22日施行の業務方法書第7条の規定にかかる第6条の清算資格の取得の承認を受けた者については、別表の当初預託額の規定にかかわらず、承認時に預託している清算預託金の額を引き続き預託するものとする。

附 則

平成21年6月5日開催の取締役会において決議された株式会社東京工業品取引所に係る別表の改正は、平成21年6月30日から実施する。

附 則

第2条（一般清算預託金の預託額等）の変更規定及び平成21年9月4日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成21年10月13日から適用する。

附 則

第2条（一般清算預託金の預託額等）の変更規定及び平成21年12月1日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成21年12月25日から適用する。

附 則

第2条（一般清算預託金の預託額等）の変更規定及び平成22年1月8日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成22年3月23日から適用する。

附 則

平成22年3月25日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成22年5月6日から適用する。

附 則

1. 第2条（一般清算預託金の預託額等）の変更規定及び平成22年9月3日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成22年10月5日から施行し、平成22年10月12日から適用する。
2. 適用日において中部大阪商品取引所石油市場（以下「中大取石油市場」という。）の清算資格を有する者が、中大取石油市場が廃止されるまでの間に、株式会社東京工業品取引所中京石油市場（以下「中京石油市場」という。）の清算資格を取得しようとする場合は、当該清算参加者の中大取石油市場及び中京石油市場の一般清算預託金について、この要綱の規定及び別表に関わらず、本附則の3. から8. に基づき特例的に取り扱うものとし、当該清算参加者はこれに従うものとする。
3. 当該清算参加者の中大取石油市場及び中京石油市場の一般清算預託金は、累積限度額を受託会員等にあつては両市場合算して3,000万円、市場会員等にあつては両市場合算して1,500万円とし、累積限度額に達していない場合はそれぞれの市場において清算時預託額を1枚当たり5円預託するものとする。また、中京石油市場の清算資格を取得した月におけるそれぞれの市場の一般清算預託金は、当該清算参加者が中京石油市場の清算資格を取得しようとする月の前月末日現在で中大取石油市場の一般清算預託金として預託している金銭の半額相当額（端数が生ずる場合は、中京石油市場の一般清算預託金に組み入れるものとする。次項の計算式に基づいて按分額を算定する場合において同じ。）とする。
4. 前項の規定に基づき預託した当該清算参加者の翌月以降の中大取石油市場及び中京石油市場の一般清算預託金は、前月末時点で中大取石油市場及び中京石油市場へ預託された金銭の額について、次の計算式に基づいてそれぞれの市場の一般清算預託金の預託額を算定し、預託額が当該算定された額を超えている市場から、その超えている額に相当する額を、預託額が当該算定された額に不足している市場に振り替えるものとする。ただし、月末時点において両市場の建玉数及び受渡玉の合計が零の場合

は前月の一般清算預託金額と同額とする。

計算式：当該一市場で預託すべき一般清算預託金＝一市場の建玉数及び受渡玉の合計÷両市場の建玉数及び受渡玉の合計×両市場の一般清算預託金の総計

5. 当社は、毎月、前月末日の数値に基づき、一般清算預託金の算定をおこない、振替日を指定して当該清算参加者に通知するものとし、当該清算参加者は、当該通知をもとに当社が指定する期限までに所要の振替申請を行うものとする。
6. 未決済約定を解消した清算参加者からの中大取石油市場に係る清算資格喪失申請を当社が適当と認めるときは、当社は当該清算参加者からの申請に基づき、中大取石油市場の一般清算預託金を中京石油市場の一般清算預託金へ全額振り替えるものとする。
7. 中大取石油市場の清算資格の喪失により、中大取石油市場の一般清算預託金が中京石油市場の一般清算預託金へ移行が完了した場合は、現金の預託に代えて有価証券により、一般清算預託金を預託することができるものとする。
8. 中大取石油市場の一般清算預託金の果実は、中京石油市場の一般清算預託金の果実に引き継ぐこととする。
9. 適用日において中大取石油市場の清算資格を有しておらず、平成23年3月31日までの間に、新たに中京石油市場の受託会員等の清算資格を取得しようとする者の一般清算預託金の当初預託額は、中大取石油市場と中京石油市場の既存受託会員等の一般清算預託金を合算した額を平均したものとする。

附 則

第2条（一般清算預託金の預託額等）、第4条（清算預託金の累積限度額）、第5条（清算預託金の返戻）及び別表の改正は平成23年1月1日から適用する。

附 則

第2条（一般清算預託金の預託額等）の変更規定及び平成23年2月4日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成23年2月23日から実施する。

附 則

平成23年7月25日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成23年8月8日から実施する。

附 則

第1条の変更（ギブアップに係る一般清算預託金の取扱い）、第5条の2の新設（ギブアップに係る一般清算預託金の取扱い）及び平成23年11月17日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成23年12月19日から適用する。

附 則

第2条（一般清算預託金の預託額等）の改正は、平成24年1月4日から実施する。

附 則

1. 平成24年8月30日開催の取締役会において決議された第2条（一般清算預託金の預託額等）の変更規定及び別表の改正は、業務方法書第3条（指定商品市場）の改正に係る農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可の日（平成25年1月28日）から施行し、平成25年2月12日から適用する。
2. 適用日の前日において関西商品取引所（以下「関西取」という。）農産物市場、水産物市場、砂糖市場若しくは農産物・飼料指数市場又は株式会社東京工業品取引所（以下「東工取」という。）ゴム市場、中京石油市場の清算資格を有する者（中京石油市場にあつては市場会員等を除く。）にあつては、第2条第3項及び別表に規定する「当初預託額」は「適用日の前日において預託している各市場に係る一般清算預託金の額」と読み替えることとする。
3. 業務方法書第85条第5号の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所（以下「東穀取」という。）農産物市場又は砂糖市場の清算資格を有する者が、適用日に関西取農産物市場又は東工取農産物・砂糖市場の清算資格を取得する場合は、第2条第1項の規定にかかわらず、4. から8. までの規定に基づき特例的に取扱うものとし、当該清算参加者はこれに従うものとする。
4. 東穀取農産物市場の清算資格を有する者が、適用日に関西取農産物市場の清算資格を取得する場合において預託が必要な一般清算預託金の額は、市場会員等は別表に定める当初預託額と同額とし、受託会員等にあつては800万円とする。ただし、東穀取の米穀の取引実績があり、清算資格の取得後に関西取の東京米穀に限って取引をする市場会員等にあつては100万円、受託会員等にあつては500万円とする。この場合における第2条第3項及び別表に規定する「当初預託額」は「4. に規定する一般清算預託金の額」と読み替えることとする。

5. 東穀取農産物市場又は砂糖市場の清算資格を有する者が、適用日に東工取農産物・砂糖市場の清算資格を取得する場合において預託が必要な一般清算預託金の額は、市場会員等、受託会員等ともに、適用日の前日に預託している東穀取農産物市場及び砂糖市場に係る一般清算預託金の合計額（それぞれの市場において累積限度額を超える場合は、当該累積限度額とする。以下同じ。）とする。また、この場合の累積限度額については、農産物（とうもろこし・大豆・小豆）及び砂糖（粗糖）に区分して取扱うものとし、市場会員等はそれぞれ1000万円ずつ、受託会員等はそれぞれ5000万円ずつとする。この場合における第2条第3項及び別表に規定する「当初預託額」は「5. に規定する預託が必要な一般清算預託金の額」と読み替えることとする。
6. 東穀取の米穀の取引実績がある者が、適用日に関西取農産物市場の清算資格を取得する場合については、東穀取農産物市場に係る一般清算預託金預託額のうち、市場会員等にあつては100万円を、受託会員等にあつては500万円を関西取農産物市場に係る一般清算預託金に充当することができる。その場合における5. の適用については、適用日の前日に預託している東穀取農産物市場に係る一般清算預託金から当該充当額を減じた預託額及び砂糖市場に係る一般清算預託金の額の合計額をもって東工取農産物・砂糖市場に係る預託額とし、当該市場の農産物に係る累積限度額は5000万円から当該充当額を減じた額とする。
7. 清算参加者は、5. 及び6. の場合において東穀取農産物市場及び砂糖市場に係る一般清算預託金を東工取農産物市場又は関西取農産物市場へ充当しようとするときは、当社が指定する期限までに申請しなければならないものとし、当社は当該申請に基づき振り替えるものとする。
8. 7. の規定により振り替えられた一般清算預託金については、業務方法書第8条に規定する当社が指定した期日の前日までに預託したものとみなす。

附 則

平成24年12月20日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成25年2月12日から適用する。

附 則

平成25年2月21日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成25年3月6日から適用する。

附 則

平成25年4月18日開催の取締役会において決議された別表の改正は、平成26年3月31日から適用する。

附 則

平成27年3月26日開催の取締役会において決議された第3条（特別清算預託金の預託額等）及び第5条（清算預託金の返戻）の変更規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表

市場開設者	商品市場	預託金額						預託方法
		市場会員等			受託会員等			
		当初預託額	清算時預託額	累積限度額	当初預託額	清算時預託額	累積限度額	
大阪堂島商品取引所	農産物	清算資格を取得しようとする指定商品市場の既存市場会員等の前月末日現在の平均預託額の1/2の額または200万円のいずれか高い方の金額。	10円/枚	500万円	清算資格を取得しようとする指定商品市場の既存受託会員等の前月末日現在の平均預託額の1/2の額。	10円/枚	4,000万円	場勘定と同時に預託。当初預託額の一部又は全部について有価証券による預託が可能。預託額が累積限度額に達している場合、当該累積限度額の一部又は全部について有価証券による預託が可能。
	水産物	清算資格を取得しようとする指定商品市場の既存市場会員等の前月末日現在の平均預託額の1/2の額。	3円/枚	50万円		3円/枚	200万円	
	砂糖		10円/枚	500万円		10円/枚	2,000万円 現物兼業は 1,000万円	
	農産物・飼料指数		10円/枚	500万円		10円/枚	2,000万円	
株式会社東京商品取引所	農産物・砂糖	700万円	10円/枚	2,000万円	3,000万円	10円/枚	10,000万円	
	ゴム	清算資格を取得しようとする指定商品市場の既存市場会員等の前月末日現在の平均預託額。	10円/枚	3,000万円	清算資格を取得しようとする指定商品市場の既存受託会員等の前月末日現在の平均預託額。	10円/枚	3,000万円	
	貴金属	2,000万円	10円/枚 (ただしパラジウムについては預託しない)	11,000万円	5,000万円	10円/枚 (ただしパラジウムについては預託しない)	11,000万円	
	石油	5,000万円	10円/枚	10,000万円	5,000万円	10円/枚	10,000万円	
	中京石油	1,500万円	なし	1,500万円	清算資格を取得しようとする指定商品市場の既存受託会員等の前々月末日の平均預託額。なお、上記平均預託額が1,500万円以下となる場合は、1,500万円とする。	5円/枚	3,000万円	
	アルミニウム	1,000万円	10円/枚	3,000万円	1,000万円	10円/枚	3,000万円	

備考

- この表において「市場会員等」とは、自己の計算による取引を行うことができる取引資格を有する会員等をいい、「受託会員等」とは自己の計算による取引及び委託者の計算による取引を行うことができる取引資格を有する会員等をいう。
- 他社清算参加者は、取引資格の有無にかかわらず、「受託会員等」とみなして、この表を適用する。

(清算預託金に関する取扱要綱)